

鳥取大学修学支援事業基金 令和5年度事業計画

1. 事業方針

- ①鳥取大学修学支援事業基金規則に規定された4事業のうち、既存の経済的支援策で十分に対応できていないものに優先して取り組むものとする。
- ②奨学金事業は、基金の残額を勘案し、規模を広げ学資を給付する。

2. 収入

令和4年度から繰越	13,360	千円
令和5年度収入（見込）	5,000	千円
合 計	18,360	千円

【参考】令和4年度収入（令和3年度からの繰越16,738,500円を含む）23,260,000 円

3. 支出

事業名称	事業内容	予算額（千円）
a 授業料等減免事業	授業料、入学料又は寄宿料の全部又は一部の免除その他学生等の経済的負担の軽減を図る。	446.5
b 奨学金事業	学資を給付又は貸与する。	9,900.0
c 留学支援事業	教育研究上の必要があると認めた学生等による海外への留学に係る費用を負担する。	0
d TA、RA事業	学生の資質を向上させることを主たる目的として、学生を教育研究に係る業務に雇用するために係る経費を負担する。	0
合 計		10,346.5

- ① 当初計画していた9,900,000円に、令和5年度入試ミスに伴う対応として下記④の事業分446,500円を加え、10,346,500円を事業総額とする。
- ② 上記事業のb（奨学金事業）は、外部機関による貸与型に多くを頼っている現状であるため、予算を給付型奨学金に充てる。
 - ・家計の困窮度が高い学生の修学費を支援するものとして、学生1人につき3万円を給付するものとし、従来から実施の50人に、新型コロナウイルス感染症等により家計に影響を受けた学生の支援として280人を加えた330人に給付を行う。
 - ・事業の対象となる学生は、経済的理由により修学が困難な者（日本学生支援機構第一種奨学金の家計基準に拠る）に限る。
- ③ ②の選考は学生生活支援委員会において行う。
- ④ 上記事業のa（授業料等減免事業）として、令和5年度入試ミスによる入学者のうち、修学支援新制度の対象となっている学生に対して、科目等履修に係る授業料の減免に充てる。